

不況下における就労支援のための住宅手当を（要約版たたき台）

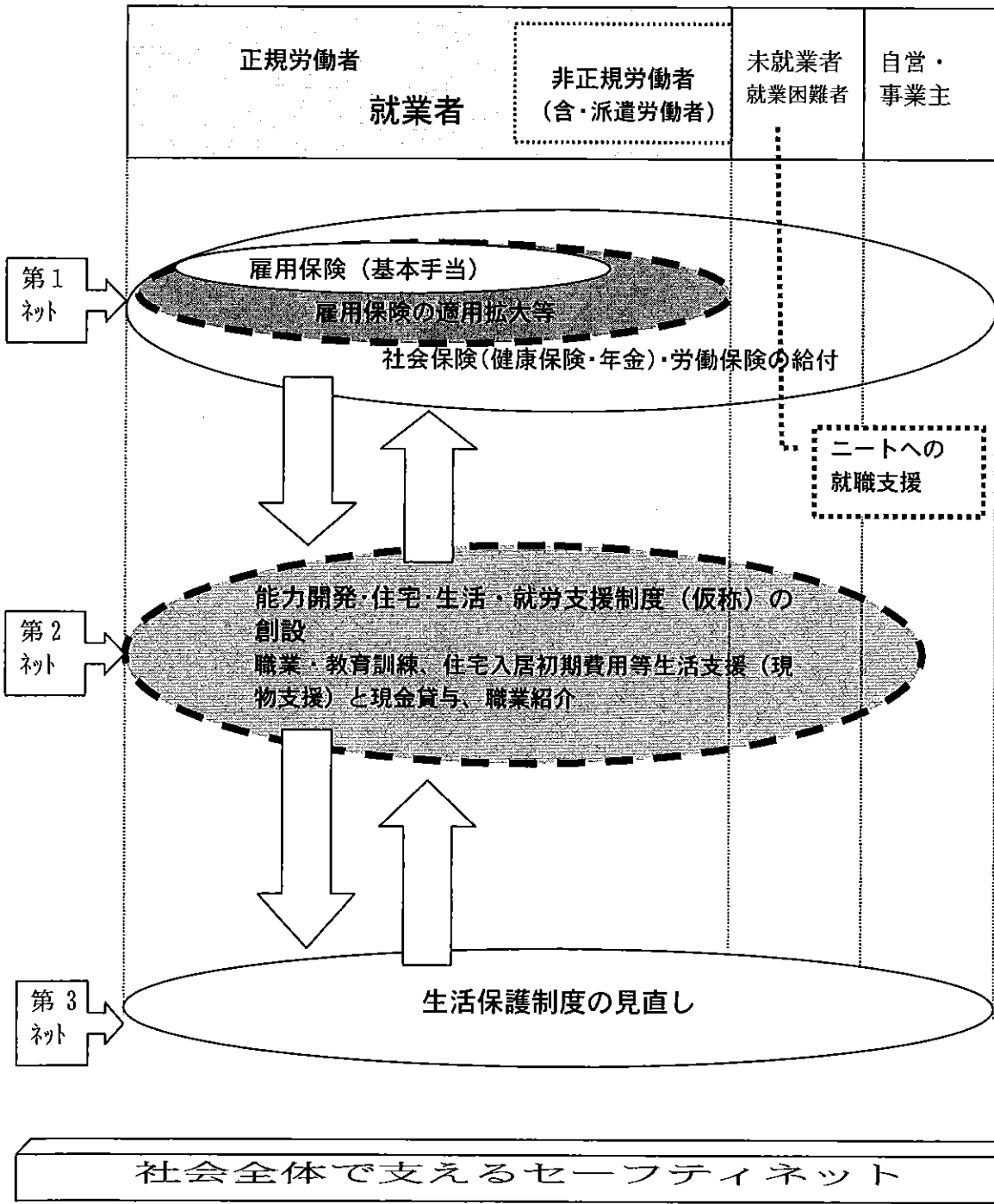
今こそ社会的セーフティネットの充実が必要

民主党厚生労働部門会議・労働問題作業チーム

- **【失業率の悪化】**米国の金融危機に端を発する景気減速により、不況が深刻化し、企業の生産活動がさらに落ち込めば、その影響を真っ先に受けるのは非正規労働者であり、契約更改時に労働契約を終了する雇い止めの増加が予測される。9月の完全失業率は4.0%となっているが、今後雇用失業情勢の悪化は避けられそうにない。 党index 2008 p.30.
- **【住宅支援の必要性】**非正規労働者が失業を余儀なくされた場合、十分な職業訓練を受けていないケースもあり、また、雇用保険の失業等給付の受給資格を欠き、スムーズに再就職に結びつかないことも多い。特に、会社の寮やマンションなどに住みながら働く派遣労働者は、雇い止めと同時に住まいを失うことになる。雇い止めされる期間労働者も同様の心配を抱えている。ネットカフェ等で寝泊りし、住居がないことから安定した就職が難しい「ハウジングプア」の若者に対しては、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居など必要な支援を緊急に実施する必要がある。
- **【住宅支援制度の概要】**民主党は当面の緊急対策として、雇用保険と生活保護制度との中間に位置するセーフティネットを提起する。すなわち、日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、長期失業者、ひとり親世帯の親に対して、職業訓練などと連携した「能力開発・住宅・生活・就労支援制度」（仮称）を創設し、住宅手当を含む経済的支援を行う。縦割り行政を廃し、ハローワーク・地方自治体・企業の連携のもと、雇用と福祉、住宅政策の隙間をなくすことがポイントであり、住宅政策の抜本改革が必要である。現金給付については、月3万円程度とすると、5万人利用で180億円の予算が必要となる。
- **【雇用保険制度の改革】**次に、非正規労働者への社会保険・労働保険の適用と給付を改善する必要があるが、当面、雇用保険制度が雇用のセーフティネットとして機能するための改革を行う。現在、一年未満の雇い止め規定がある場合などは雇用保険に入ることができないが、雇い止め規定の有無にかかわらず、雇用保険の被保険者となるよう雇用保険法を改正する（民主党の労働者派遣法改正案に盛り込み済）。また、今後の雇用失業情勢に応じて、失業等給付の基本手当・特例一時金の給付期間の延長及び増額、自己都合離職の際の受給資格である被保険者期間（12月）を以前の6月に戻すことなどに取り組む。
- **【緊急財源は労働保険特会から】**なお、政府与党は雇用保険制度の保険料率を下げるとの方針を出しているが、事業主や雇用を維持する勤労者にのみ、その恩恵を還元するかのような対応はピントはずれとしかいいようがない。昨今の経済状況と今後の雇用情勢の厳しさを勘案すれば、雇用保険料率を維持してでも、労働保険特別会計雇用勘定を利用して失業者の就労支援や住宅支援を緊急的に実施し、雇用のセーフティネットとしての機能を存分に発揮させることに多くの国民は納得するだろう。
- **【セーフティネットの再構築を】**すべて国民は雇用・社会保険・生活保護のいずれかの社会的セーフティネットに支えられるはずだが、非正規労働者、長期失業者、零細企業経営者、障害者、一人親世帯、高齢の単身女性などの中には、社会保険制度から排除される貧困層が増大している。民主党はこの現状を見過ごすことなく社会的セーフティネットを再構築する。

以上

社会的セーフティネットの再構築を



不況下における就労支援のための住宅手当を（たたき台案）

今こそ社会的セーフティネットの充実が必要

民主党厚生労働部門会議・労働問題作業チーム

1. 雇用経済情勢の認識

- 米国の金融危機に端を発する景気減速により、新規求人の減少が顕著になっている。今後さらに不況が深刻化し、企業の生産活動が落ち込めば、その影響はまず非正規労働者が受けることとなる。契約更改時に労働契約を終了とする雇い止めが増加することが予測される。
- 総務省の労働力調査によれば、90年代初頭には全労働力に占める正規労働者の割合は80%だったが、現在では3分の2以下に低下した。失業率の上昇が抑えられてきたのは非正規雇用が増加したからにはほかならない。9月の失業率は4.0%だったが、8月の完全失業率は前月より0.2%上昇して4.2%となったこともあり、今後雇用失業情勢の悪化は避けられないとみられる。

2. 就労支援のための緊急住宅手当

- 非正規労働者の中には十分な職業訓練を受けていないケースもあり、また、失業しても雇用保険の失業等給付の受給資格を欠き、スムーズに再就職に結びつかないことも多い。特に、会社に指定された寮や借り上げマンションに住みながら働く派遣労働者は、雇い止めと同時に住まいを失うことになり、すでに雇い止めを通告された労働者からの相談も増えている。雇い止めされる期間労働者も同様の心配を抱えている。ネットカフェ等で寝泊りし、住居がないことから安定した就職が難しい「ハウジングプア」の若者に対しては、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居など必要な支援を緊急に実施する必要がある。
- そこで民主党は、当面の対策として、雇用保険と生活保護制度との中間に位置するセーフティネットとして、「能力開発・住宅・生活・就労支援制度」（仮称）を創設し、住宅手当を含む経済的支援を行う。これは、これまでの住宅政策の抜本改革でもあり、「すべての人に安定した住居を保障する」という基本理念のもと、縦割り行政を廃し、ハローワーク・地方自治体・企業の連携のもと、雇用と福祉、住宅政策の隙間をなくすことがポイントである。
- 想定する主な内容は以下のとおりだが、詳細については法案作成も含め、今後さらに検討する。
【対象者】 失業により住宅がなくなった元・派遣労働者など失業者、廃業者等。
【支援内容】 以下、①～③をセットで行う。
 - ①職業・教育訓練あるいは職業紹介
 - ②住宅（アパートやワンルームマンション、公営住宅等の提供や住宅の賃貸に必要な初期費用の支援、公営宿泊施設の提供）を含めた生活支援（現物貸与）
 - ③現金貸与

- 【実施主体】ハローワーク。ただし、大都市を中心に現在展開している「チャレンジネット」については、支援を継続拡充する。
- 【受給要件】(1) 雇用や自営業の実績が、例えば半年以内にあること。
 (2) 現に生活する住居(自己保有・賃貸等)が確保されていないこと。
 ただし、生活保護受給の際の資力調査などは実施しない。
 (3) カウンセラーによる相談や助言、情報提供を受け、「個別就業支援計画」のもとで職業指導や必要に応じて企業等での職業訓練を受けることができ、就職に結びつける意欲が見込まれること。
- 【現金貸与】雇用保険の失業給付と生活保護基準(生活扶助)を勘案するが、自立を希望する若年者に対して、民主党はすでに一日1000円の就労支援手当の支給を想定した法案を提出しており、それに準じた金額(地域に応じて月3万円~7万円)について検討する。
- 【返済方法】ハローワークの紹介により就職し、継続した雇用が見込まれれば、返済を免除してはどうか。
- 【必要財源】○現金給付については、月3万円を想定し、5万人が利用すれば年間180億円の予算が必要。
 ○アパート等入居に必要な初期費用及び家賃の支払いに必要な資金を一人あたり50万円(大都市圏)と想定し、5万人が利用すれば年間250億円の予算が必要。
 ○財源は後述のとおり、緊急対策ということもあり、当面は労働保険特別会計雇用勘定を利用することを考えてはどうか。

※参考：厚生労働省が09年度概算要求で盛り込んでいる「ネットカフェ難民対策」

- 6ヶ月程度の公共職業訓練を受講する人に生活費(月10万円)・住居費(5万円)を融資する制度の創設。敷金など住居確保に必要な初期費用を最大40万円融資する制度も導入する。
- 生活・住居費の支援対象は年収150万円以下の住居がない人で、ハローワークの求職登録をし、公共職業訓練を受講することが条件。関連予算約2億円要求。09年度に200人強の利用を想定。
- 独立行政法人の雇用・能力開発機構が担う「技能者育成資金制度」を活用。実習先の企業に訓練態度を聞くなどし、熱心な受講者と認めた場合には、返済を免除。

3. 雇用保険制度の改革

- 非正規労働者への社会保険・労働保険の適用と給付の改善も喫緊の課題である。民主党は社会的セーフティネットの再構築のため、
 - * 民主党の年金一元化の速やかな実現
 - * 医療保険の一元化に向けた国民健康保険対策の抜本拡充など――を進める。
 また、雇用保険制度については、
 - * 現在、派遣労働者などで一年未満の雇い止め規定がある場合などは雇用保険に入ることができないことから、これを改善し、雇い止め規定の有無にかかわらず、雇用保険の被保険者となるよう雇用保険法を改正する。(民主党の労働者派遣法改正案に盛り込み済)
 - * 今後の雇用失業情勢に応じて、雇用保険失業等給付の基本手当・特例一時金の給付期間の延長及び増額、基本手当の受給資格要件のうち、自己都合離職の際の被保険者期間(12月)を短縮して、元の6月に戻すことなどに取り組む。

4. 民主党の雇用労働政策

- 民主党はこれまで、非正規雇用の増大に歯止めをかけ、また労働条件を確保するため、以下のような施策を掲げ、法案提出などに取り組んできた。
 - 最低賃金の大幅引き上げ
 - 日雇い派遣の禁止など労働者派遣法の見直し
 - 期間の定めのある雇用契約についての締結事由や雇い止めの制限
 - パート労働者等短時間労働者に対する待遇の差別的取り扱いの禁止＝均等待遇原則の徹底
 - マルチジョブホルダー（多重就労者）に対する労災適用や労働時間管理、雇用保険等社会保険適用の整備
 - 経済的従属関係にある労働者（偽装雇用）に対する労働契約法の準用
 - 職業訓練などの就労支援の拡充
 - 障害者雇用の促進
 - 若年世代を中心にフリーター、ニート、ひとり親世帯等への就労・自立支援策の充実

今後、必要に応じて「非正規労働者の労働条件の確保等に関する法律案」等を準備し、上記施策を強力に推進する。

5. 社会的セーフティネットの再構築を

- すべて国民は雇用・社会保険・生活保護のいずれかの社会的セーフティネットに支えられるはずである。しかし、非正規労働者、長期失業者、地域の零細企業経営者、障害者、一人親世帯、高齢の単身女性などの中には、社会的セーフティネットたる厚生年金、雇用保険、被用者健康保険に加入できず、国民年金や国民健康保険の保険料を払えない層が増大している。「最後の砦」であるべき生活保護制度も、年齢が若いことなどを理由に多くの人が申請窓口で拒否されるなど、本来の機能を果たしていない。刑務所が福祉の「最後の砦」化しているとの指摘があるほどである。
- 非正規雇用であったり、低所得であるがゆえに、社会的セーフティネットの中核である社会保険制度から排除される貧困層が増大し、国民「皆保険」「皆年金」制度の存続が危機に瀕している現状を見過ごすことはできず、民主党はこれを再構築する必要があると考える。
- なお、政府与党は雇用保険制度について、保険料率を向こう1年間下げ、3000億円を労使に還元するとの方針を出しているが、事業主や雇用を維持する勤労者へののみ、その恩恵を還元するような対応はピントはずれとしかいいようがない。昨今の経済状況と今後の雇用情勢の厳しさを勘案すれば、雇用保険料率を維持してでも、労働保険特別会計雇用勘定を利用して失業者の就労支援や住宅支援を緊急的に実施し、雇用のセーフティネットとしての機能を存分に発揮させることに多くの国民は納得するだろう。

以上

(参考資料)

今日の午後提出

2008年11月6日

労働者派遣法改正案・民主党案及び政府案との比較ポイント

	民主党案	政府案	政府案の留意点
日雇い派遣	○ 禁止	○ 原則禁止 ○ ただし、日雇い派遣労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務を政令で定め、例外的に認めること	原則禁止といっても、ポジティブリストは政令で定めることとなる
派遣労働者の雇用契約についての規制	○ 雇用契約期間が2ヶ月以下の労働者派遣を禁止すること ○ 2ヶ月以下の雇用契約期間の場合、2ヶ月に1日を加えた雇用契約期間とみなすこと 【2ヶ月+1日とする理由】 ※ 2ヶ月以下の有期雇用契約は解雇予告が適用されない ※ 健康保険・厚生年金は2ヶ月以内の有期雇用は適用外 →派遣労働者の最低限のセーフティネットを確保するため	○ 日雇労働者の定義は「日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者」	30日以内の派遣を禁止するだけでは、解雇予告や社会保険等が適用されない状態は変わらず
直接雇用みなし規定	○ 直接雇用みなし規定を創設。派遣先が以下に該当する違法行為を行った場合、派遣労働者が派遣先に対して「あなたが私の雇用主です」と「通告できる」とし、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立する規定を設けること ➢ 禁止業務で派遣を受け入れた場合 ➢ 無許可・無届と知りながら派遣を受け入れた場合 ➢ 期間制限を超えて派遣を受け入れた場合、等	○ 厚生労働大臣による派遣先に対する労働契約の申込み勧告の改正	行政による派遣先に対する労働契約の申込み勧告は、派遣労働者と派遣先との雇用関係の成立を直接規定するものではない
均等待遇	○ 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受ける場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等待遇の確保が図られるべきものとする	○ 派遣元による有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等、派遣労働者の職務の内容等を勘案した賃金の決定、その他派遣労働者等の福祉の増進の努力義務	いずれも派遣元事業主の措置。派遣先との均等待遇については言及なし
情報公開	○ 派遣元から派遣労働者、派遣元から派遣先に対する通知義務事項を拡大 ○ 労働者派遣の受け入れにあたり、派遣先から派遣先労働組合へ通知義務 ○ いわゆるマージン率を含め事業運営の情報等について HP 等への公開を派遣元に義務づけ	○ いわゆるマージン率公開を含め、労働者派遣事業の業務に係る情報提供の義務づけ ○ 派遣元による派遣労働者の待遇に関する事項等の説明の義務	マージン率の公開は一般的な派遣契約についてのみ。派遣労働者各々のマージン率等については通知義務なし
派遣先責任の強化	○ 派遣先での不利益取り扱い禁止 ○ 未払い賃金や社会保険未払いの派遣先の連帯責任 ○ 派遣先への安全衛生教育の義務付け ○ 派遣労働者の個人情報保護 ○ 派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務 — など11項目について派遣先責任を強化	○ 派遣先に対する法違反の場合の是正勧告は、指導や助言を事前に要しないこと ○ 派遣先の法律上の災害防止責任が反映されるよう必要な措置	一応項目としてあげてみたが、派遣先の責任自体の強化というよりは、行政による監督の強化にすぎない
専ら派遣	○ 法人及びその子法人から成る法人グループを「一つの派遣先」とみなし、派遣元は労働者派遣の役務のうち8割を超えて、一つの派遣先に提供してはならないこと	○ 関係派遣先への派遣割合が8割以下となるようにしなければならないこと	「関係派遣先」の定義について確認が必要
罰則	現行最高額を300万円から3億円へ ○ 違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 違法な労働者供給事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 派遣先に対する罰則の導入		罰則規定強化なし
その他	○ 【雇用保険法改正】派遣労働者等について、雇用される期間が1年未満であっても、雇用保険の被保険者とする	○ 期間を定めずに雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁と特定についての差別的取り扱いの禁止 ○ 期間を定めずに雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務について、一定の場合、適用しないこと ○ 離職した労働者についての労働者派遣の禁止	セーフティネットの強化は念頭になし

民主党厚生労働部門会議・労働問題作業チーム作成